

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、同社が運営する老人ホーム「D」において高齢者等の介護業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃、会社社長E（以下「E社長」という。）から「税務署の調査がある。平成〇年〇月と同年〇月の二度、『D』の駐車場を使用し、駐車料金を支払ったということにして欲しい」旨の協力依頼があり、意味を十分に理解しないまま、当該依頼事項を了解したとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日自宅に税務署調査官の訪問を受け、同調査官に同月〇日に税務署への出頭を約束した。請求人は、税務署への出頭依頼を受けた後、会社と税務署との板挟みになったと思うようになり、出頭日が近づくにつれ、どう対応していいのかわからない状態に追い込まれ、同年〇月〇日から会社を休んだ。

請求人は、平成〇年〇月〇日から出勤を再開したが、身体がだるい、身体が重い、気力が湧かないなどの状態となり、同年〇月〇日を最後に会社に出勤しなかった。休業後の請求人の状態を心配した母がF病院に予約し、請求人は同年〇月〇日に受診し「気分障害」の診断を受け、療養を開始した。

請求人は、E社長からの上記依頼が発端となり、税務署調査官から直接調査を

受け、会社の消費税が不正に還付されたことにショックを受けて精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人らは、税務調査を行った経緯等について、G調査官又は税務署の保有する会社の第1期消費税還付に係る税務調査における全ての記録の提出及びG調査官又は税務署から事情聴取すること並びにH弁護士から本件請求事件について関与の経緯等について同じく事情聴取すること（以下「調査」という。）を求めている。

上記主張のうち前者については、会社の消費税還付に関係することではあるが、基本的には請求人らと税務署との関係の問題であり、認定基準の別表1の「業務による心理的負荷評価表」の具体的出来事のいずれにも該当しない出来事であって、G調査官とのやり取りの中で請求人が不快な思いをしたとの主張をしているものの、請求人が受けた迷惑の内容も具体的に明らかにされていないところであ

り、業務上の出来事における心理的負荷の強度の評価を行う本件審査とは直接的な関係はなく、また、上記記録等の開示により立証すべき事実自体も明らかではない。また、上記主張のうち后者のH弁護士に関するものは、会社側とH弁護士との内部関係に関する事柄であり、当審査会において事情聴取をする対象事項ではない。

いずれにしても、当審査会が調査を行う必要性は認められないというべきであって、請求人らの主張は認められない。

- 3 以上のとおり、請求人の業務による心理的負荷の強度の全体評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。